

(会計規程第 92 条第 2 項関係)

建設工事等及びその他業務に係る入札結果等の公表要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、埼玉県住宅供給公社が発注する建設工事の請負契約（建設工事に係る調査・設計・測量等の委託契約及び土木施設維持管理業務委託契約を含む。以下「建設工事等」という。）及びその他の業務委託契約（以下、「その他業務委託」）に係る入札について、入札結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第 2 条 入札契約情報等の公表主体は、建設工事等及びその他業務委託を実施する課・所とする。

(入札執行前の公表内容)

第 3 条 入札執行前の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 開札（予定）年月日
- (2) 案件名称
- (3) 案件場所
- (4) 設計金額（工事等に係る設計金額の公表時期に係る基準で事前公表の対象としたものに限る）

(入札執行後の公表内容)

第 4 条 入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 予定価格
- (2) 設計金額
- (3) 調査基準価格、失格基準価格又は最低制限価格
- (4) 入札参加者名（指名競争入札にあつては「指名業者」、以下同じ。）
- (5) 入札経過（全ての入札参加者名及び入札金額。但し、無効となった入札の入札金額を除く。）
- (6) 入札結果（落札者名及び落札金額）
- (7) 総合評価方式の技術評価点及び評価値

2 前項に掲げる事項の公表については、入札終了後、入札結果等を入札執行者が部長又は所長に報告した後とする。

(公表時期)

第 5 条 入札契約情報等の公表時期は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条に規定する事項については、公告及び指名通知時に公表するものとする。
- (2) 第4条に規定する事項については、落札者を決定後に公表するものとする。

(公表方法)

第6条 入札契約情報等の公表は、原則として埼玉県住宅供給公社電子入札システム（以下「システム」という。）により行うものとする。

(入札不調又は不落時の取扱)

第7条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札契約情報等は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところにより公表するものとする。

- (1) 再度公告又は再度指名通知（以下「再度公告等」という。）に付する場合、再度公告等により落札者を決定後、公表するものとする。なお、この要領において再度公告等とは、入札が不調又は不落に終わった場合に、再度公告等をしたもののほか、一部内容等を変更したものであっても件名、箇所及び概ね仕様書等が同一のものを含む。
- (2) 随意契約に移行する場合 落札者を決定後、公表するものとする。この場合最終の見積結果も併せて公表するものとする。
- (3) 再度公告等に付さない場合 入札の不調又は不落が確定した後、第4条に規定する事項について公表するものとする。

(公表期間)

第8条 入札契約情報等の公表期間は、第3条、第4条に規定する事項については、その入札が執行された日（開札日又は入札の取止め若しくは入札の中止した日）の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月1日から適用する。
- 2 建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成10年3月2日施行）は廃止する。
- 3 この要領の施行前にした建設工事等に係る入札の公告又は指名通知については、なお従前の例による。